

監査公表第4号

監査結果に基づく措置について

令和2年3月25日付監査報告第17号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、その結果を公表します。

令和2年6月25日

大牟田市監査委員 中原修作
同 松尾哲也

大牟田市監査委員 中原 修作 殿
同 松尾 哲也 殿

大牟田市長 関 好孝
(企画総務部)

定期監査の結果に基づく措置について

令和 2 年 3 月 25 日付、監査報告第 17 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

【個別指摘事項】

一般会計

(企画総務部)

1 庁舎管理費 (公共施設マネジメント推進課)

(1) 履行確認について

本庁舎等清掃業務委託(空調機フロン簡易点検分)、本庁舎空調設備機器保守点検業務委託及び北別館駐車場駐車システム保守業務委託の3契約において、受託者から提出された点検結果報告書等に点検結果の一部が記載されていないものやページが1枚欠けているものが見受けられた。そのため、仕様書に定める点検項目がすべて点検されているかを確認しないまま委託料が支払われていた。

監査の結果、点検はすべて適正に行われており、点検結果報告書の記載の不備であることが確認できたが、所管課においては、仕様書に定める点検項目が確実に実施されているか確認するとともに、点検結果報告書等に不備があるときは速やかに受託者への確認又は実地調査を行うなど、履行確認を徹底されたい。

(2) 請負代金の支払について

北別館他消防用設備等及び防火設備等点検業務委託契約において、仕様書では、①消防法に基づく機器点検(8月～9月実施)、②消防法に基づく総合点検(1月～3月実施)、③建築基準法に基づく防火設備点検を委託しており、請負代金は①～③の点検分として220,000円で契約され

ている。請書には請負代金の支払いに関する特別な規定はないため、①～③の点検がすべて終了した後に請負代金の全額を支払うべきであるが、①と③の実施報告書に基づき、10月に132,000円の支出命令が行われていた。

大牟田市会計規則第42条に規定する支出の原則に基づき、適正な支出事務を行われたい。

【措置の状況】

一般会計

(企画総務部)

1 庁舎管理費 (公共施設マネジメント推進課)

(1) 履行確認について

今回指摘を受けた点検結果報告書の記載内容等の不備については、修正等を行うとともに他の委託業務分についても同様な誤りがないか、確認を行いました。

今後は、業務仕様書に定める点検項目について、受託者から提出される点検結果報告書に正確に記載されているかなど、内容確認の徹底や複数人によるチェックを行うとともに、報告書の記載等に不備があった場合には受託者へ速やかに確認を行うなど、履行確認を徹底し適正に事務処理を行ってまいります。

(2) 請負代金の支払について

北別館他消防用設備等及び防火設備等点検業務委託について、この業務の一部に係る代金を全業務が完了する前に支払ったことについては、受託者から提出された実績報告書の確認や実地調査を行うなど、当該業務の一部が完了していることを確認した上で支払いを行ったものです。

しかしながら、全業務が完了する前に代金の支払いを行う場合には、その内容等を契約書や業務仕様書などに定めておく必要がありますが、今回、その定めをしていない中で支払いを行ったことから、今後、このような支払いを行う場合には、契約書等に定めるとともに、関係法令や規則、契約の内容等を十分に確認するなど、適正に支出事務を行ってまいります。